鳥取県告示第 217 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年3月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区間	供用開始の期日
313号	倉吉市和田字清水尻496-1地先から東伯郡北栄町弓原字灘山	平成19年3月10日
	949-3地先まで	
	倉吉市和田字清水尻496-1地先から東伯郡北栄町田井字灘浜	II.
	484-2地先まで	
	東伯郡北栄町米里字三ノ崎634-1地先から同町米里字アケコウ	II .
	谷660-5地先まで	